

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私(乙沢花子)は、祖母(乙沢陽子)から宅地(自用地、路線価地域)と上場株式5,000株の贈与を受けました。令和5年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。
(注) 制度の概要については、35ページを参照してください。

令和05年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 5 1

提出用

住所: 板橋区〇〇△丁目×番×号
氏名: 乙沢 花子
職業: 自営業

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第三表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

取得した財産の明細	取得した年月日	取得した場所	種類	取得した金額(円)
宅地 (路線価地域)	令和5年07月03日	板橋区〇〇△丁目×番	土地	259,500
上場株式	令和5年10月16日	〇〇株式会社	株式等	145,000

特別贈与と財産の価額の合計額 (課税価格) ①

一般贈与と財産の価額の合計額 (課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (最高2,000万円) ③

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) ④

基礎控除額 ⑤

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥

⑥に対する税額 (贈与税の速算表) を使用して計算します ⑦

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定期限までの第二表の取得した財産の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定期限までの第二表の取得した財産の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①+②+③) ⑬

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭

農地等納税額 ⑮

株式等納税額 ⑯

特別株式等納税額 ⑰

医療法人持分納税額 ⑱

事業用資産納税額 ⑲

申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳

差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑭-⑲) ㉑

申告期限までに納付すべき税額 (納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑)) ㉒

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉓

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉔

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉕

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉖

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉗

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉘

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉙

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉚

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉛

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉜

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉝

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉞

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㉟

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊱

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊲

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊳

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊴

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊵

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊶

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊷

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊸

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊹

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑲-㉑) ㊺

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(20ページ参照)の提出が必要となります。

令和05年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正 F D 4 7 3 7

提出用

受贈者の氏名: 乙沢 花子

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。 (単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	数量	単価	固定資産税評価額	倍数
住所: 豊島区〇〇△丁目△番△号 氏名: 乙沢 陽子 続柄: 祖母 [4], [1]~[4]以外 [5] 生年月日: 3 1 4 . 0 1 . 1 0	土地	宅地	自用地	令和5年07月03日	86.50㎡	300,000		
	有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	令和5年10月16日	5,000株	290		

財産の価額の合計額 (課税価格) ⑭

特別控除額の合計額 (最高2,500万円) ⑮

特別控除額の残額 (2,500万円-⑮) ⑯

特別控除額の計算 (⑮の金額と⑯の金額のいずれか低い金額) ⑰

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑰-⑱) ⑲

⑲の控除後の課税価格 (⑰-⑲) [1,000円未満切捨て] ⑳

⑳に対する税額 (⑳×20%) ㉑

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ㉒

差引税額 (㉑-㉒) ㉓

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名
署 令和	年分	
署 平成	年分	
署 平成	年分	
署 平成	年分	

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

提出用

税務署整理欄

整理番号: 〇〇〇〇 名簿: 〇〇 届出番号: 〇〇〇〇

財産細目コード: 〇〇 確認

※ 欄には記入しないでください。 (資5-10-2-1-A4統一) (令5.12)

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」(40ページ参照)の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

相続時精算課税

「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告書等の様式一覧>25_相続時精算課税選択届出書（令和2年分以降用）

（令和2年分以降用）

相続時精算課税選択届出書

令和 <u>6</u> 年 <u>2</u> 月 <u>22</u> 日 板橋 税務署長	住所 又は 居所 〒 <u>134</u> ×××××× 電話（ <u>3</u> ××× - <u>3</u> ××× - <u>3</u> ××××） <u>板橋区〇〇△丁目×番×号</u>	受 贈 者	フリガナ <u>オツザワ ハナコ</u>	氏名 (生年月日) <u>乙沢 花子</u> (大・昭・平 <u>62</u> 年 <u>8</u> 月 <u>28</u> 日)	特定贈与者との続柄 <u>孫</u>								
私は、下記の特定贈与者から令和 <u>5</u> 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。													
記													
1 特定贈与者に関する事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は居所</td> <td><u>豊島区〇〇△丁目△番△号</u></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td><u>オツザワ ヨウコ</u></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td><u>乙沢 陽子</u></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平 <u>14</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日</td> </tr> </table>						住所 又は居所	<u>豊島区〇〇△丁目△番△号</u>	フリガナ	<u>オツザワ ヨウコ</u>	氏名	<u>乙沢 陽子</u>	生年月日	明・大・昭・平 <u>14</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日
住所 又は居所	<u>豊島区〇〇△丁目△番△号</u>												
フリガナ	<u>オツザワ ヨウコ</u>												
氏名	<u>乙沢 陽子</u>												
生年月日	明・大・昭・平 <u>14</u> 年 <u>1</u> 月 <u>10</u> 日												
2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">推定相続人又は孫となった理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>推定相続人又は孫となった年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table> <p><small>(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。</small></p>						推定相続人又は孫となった理由		推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日				
推定相続人又は孫となった理由													
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日												
3 添付書類 次の書類が必要となります。 なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受贈者の氏名、生年月日 (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること <p><small>(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。</small></p> <p><small>2 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。</small></p> <p><small>(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)</small></p>													
作成税理士		電話番号											
※	税務署整理欄	届出番号	-	名簿	確認								

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和5年中に特定贈与者(2ページの2(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

令和5年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和5年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和38年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成17年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和38年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(29ページ又は31ページ参照)を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(※)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(※)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」(※)又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(※)を併せて使用してください。

※ これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(40ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(36ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。)を添付して提出しなければなりません。

添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。